

令和元年 第4回占冠村農業委員会総会議事録

開催日時 令和元年9月6日(金) 開会 午後1時30分
閉会 午後2時30分

開催場所 占冠村総合センター 2階 相談室

出席委員 会長 安田 堅吾 1番 鈴木 雅士 2番 熊崎 一弘
5番 堀井 京子 6番 水野 利行

欠席委員 3番 山本 敬介 4番 江頭 謙一郎

事務局 事務局長 平岡 卓 係長 杉岡 裕二 主任 坂本 龍哉

議事日程 日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 行政報告について
日程第4 報告第1号 農地法第18条第6項の通知について
日程第5 諮問第1号 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想につ
いて
日程第6 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第7 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

令和元年度 第4回占冠村農業委員会総会議事録

事務局 ただ今より、令和元年第4回占冠村農業委員会総会を開催いたします。本日欠席通知を受けている委員は3番山本委員、4番江頭委員の2名です。したがって、在任委員の過半数以上の委員が出席していますので、占冠村農業委員会会議規則第6条の規定により、本会議は成立いたします。

本日の議事日程について、説明いたします。

本日の議事日程は、議案書のとおり7日程です。本総会に付議された案件は報告第1号から議案第2号までの4件です。日程については以上です。

それでは議事進行については、占冠村農業委員会会議規則第4条の規定により、安田会長に進めていただきます。

議長 ただ今の出席委員は5名であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年第4回占冠村農業委員会総会を開催いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第13条の規定により議長において、5番 堀井 京子君、1番 鈴木 雅士君を指名いたします。

日程第2 会期の決定についてお諮り致します。本日の総会の会期は本日1日間としたいが、これにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は本日1日間と決定致しました。

日程第3 行政報告について事務局よりいたします。

事務局 (読み上げて報告)

議長 ただ今の報告について、質疑等はありませんか。

農業者年金地区別研修会の地区別とはどういう地区になるのですか。

事務局 今回、札幌と十勝で開催となっております。日程の合う札幌に参加した次第です。

わかりました。

事務局 富良野地区アグリパートナー協議会 事務局員会議について補足させていただきます。サマーフェスティバルの女性参加者が3名となっていたため、担当事務局、理事会に伝えて中止となりました。その分の費用を冬の札幌交流会等の研修に回して、青年の参加を呼びかけていきます。

議長 他に何かありませんか。

委員 (なし)

議長 なければ質疑なしとし、次の議事に移ります。

日程第4 報告第1号 農地法第18条第6項の通知について、事務局より説明いたします。

事務局 農地法第 18 条第 6 項の通知について(読み上げて提案)
議 長 これより審議に入ります。質疑ございませんか。
委 員 (なし)
議 長 なければ質疑なしとし、次の議事に移ります。
日程第 5 諮問第 1 号 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想につ
いて、事務局より説明いたします。
事務局 諮問第 1 号 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想について(読み
上げて提案)
議 長 これより審議に入ります。質疑ございませんか。
事務局 基本的な構想の原案については別冊で皆様にお配りしておりますが、今回説
明させていただきましたのは変更箇所を抜粋したものになります。
5 の新たに農業経営を営もうする青年等の育成・確保に関する目標の(1)中
に今後も年 1～2 組の就農に向けとあります。ここについては具体的な数字は
必要なものでしょうか。数字的にも厳しい部分があると思います。具体的な数字、
具体的な目標とするより、それに向けて取り組むといったニュアンスに変更し
たほうが良いのではと考えます。
もう 1 点ですが、同じく 5 の(2)①の中の農業法人数について、変更箇所で
はありませんが、3 経営体となっております。0 経営体のままで、今後も 0 経営
体となる可能性があります、この数字について他の委員の意見をいただきたい
と思います。
事務局 〇より 2 点意見をいただきまして、どちらも具体的な数字に関係する
ことであります。1 点目の新規就農についても年 1～2 組というのは現実的に
どうなのかという問題、文言を入れたところで絵に描いた餅のような構想とな
っては元も子もないと思います。推進については今後も進めていきますが、具
体的な数字については含めないという意見をいただきました。また、2 点目の農業
法人数の 3 経営体は前回から変更にはなっていませんが、皆様の意見はどうで
しょうか。
農業法人にするためにはメリットがなければ、誰もやらないと思います。売上
がかなり高くないとメリットが出てこないようです。例えばですが、畜産やっ
ている方は売上を現在の倍以上にする気にならなければ、メリットが生まれませ
ん。私が税理士さんに確認した情報です。
6 次化を進めた場合には法人化するとメリットはでてくるのでしょうか。
私が税理士さんに聞いたときに 6 次化の話もしましたが、それでもメリット
は出てこないという回答でした。
雇用形態にすればメリットはでてきますか。
それであれば、法人化するのではなく新たな組織を形成してやる方が良いと

思います。占冠だけでは大変なので、富良野地区等でできれば、より良いと考えます。法人化というのは少し現実的ではないのかなとも思います。ただし、構想の中に目標として残す分には問題はないかと思います。

事務局

経営体の数を減らした方が良いでしょうか。

農業法人についてはそこまで重たい数ではないかとは思いますが、新規就農の方の年1～2というのは結構重たいと感じます。

事務局

村から農業委員会へ意見を求めるとなっておりますので、農業委員会からの意見として前段の新規就農の関係を村に伝えたいと思います。

議長

他にありませんか。

委員

(なし)

議長

なければ質疑なしとし、次の議事に移ります。

日程第6議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明いたします。

事務局

日程第6議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について(読み上げて提案)

議長

これより審議に入ります。質疑ございませんか。

事務局

権利移転と記載されていますが、売買と賃貸借とどちらになるのですか。

事務局

3条の賃貸借になります。

事務局

文言が権利移転となっていると売買のように感じてしまいます。

事務局

農地法の3条1項の賃貸借で間違いはないはずです。

事務局

文言が権利移転でも問題ないでしょうか。

事務局

私も違和感を覚えますが、間違っているとも言い切れません。何年という記載等もないですが、様式的に間違っていないのでしょうか。

議長

利用権の移転ではないですか。

事務局

その前に合意解約となっておりますので、利用権の移転ではないです。

事務局

建物も購入ではなく、賃貸借と聞いています。

事務局

契約はまだということで間違いないでしょうか。

事務局

がやってくくださるそうで、まだ契約はされていません。

事務局

もう1点心配なことがあります。畜産で専業はかなり大変で、私自身も苦労した記憶があります。は現在、から給料をもらっています。から給料をもらうように残ってもらい、が賃貸借を結ぶのはどうかと話したことがあります。

事務局

村の新規就農者の補助事業に申請してもらう予定です。

事務局

年100万程度も補助になりますか。

事務局

月14万の2年間です。

事務局

金額が少なくなったと聞きました。

事務局 変わっていません。

■ 少なくなったというのは金額ではなく人数のはずです。村ではなく国がということ。

事務局 国の方の農業次世代人材投資事業の方でも手を挙げて補助金が申請できるように進めていきたいと考えています。

■ それであれば十分な収入になります。

事務局 2年間なので、その間に基盤を整えることが目的となっています。

■ ■のところも話が進んでいます。ただし、この土地については地目が原野のため、農業委員会にかけの必要がありません。そして、■についても村と話しているそうです。

事務局 先程の文言についてですが、契約書ということではございませんので、農業委員会として賃貸借で合意いただければと思います。

■ 契約書には期間が記載されると思います。

事務局 3条のため、いつまでと明記する部分がありません。

■ 単価はどうなるのですか。

事務局 単価は基本構想の利用集積と同じ単価ですので、反あたり■です。

■ 利用集積が使えない理由があります。

事務局 新規就農の場合は利用集積の該当になりません。農地を先に2ヘクタール以上持たせるために3条契約にて経営されるという流れになります。

■ 数年後に農業者として認められたら、利用集積の賃貸契約に移行していきます。話が戻りますが、■も村として貸してあげるように協力してあげてほしいです。地続きですので、利用できるようになります。

事務局 ■より話をいただきましたが、■についても本人と話して、使用したいという意向を確認しております。管理している財務担当にもその旨、話をしてあります。

■ ここは事業者が使用していたり、■がおいてあったりします。■については別の場所を貸してもらえれば、他に移っても良いという話を聞いています。

■ ■の村有地も■に使用させてあげるのは難しいでしょうか。■あったと思います。

■ ■はそこまで必要ないのではないのでしょうか。

■ 何百頭の羊となると必要になるかと思えます。

■ 今のところは構想となっていますので、段階を踏んでできているようであれば、後々ということの良いのではないのでしょうか。

■ 機械はあるのですか。

事務局 トラクターが1台あります。
いろいろ揃えていく必要があります。
それについては後々、[]が考えていくことだと思います。
議長 他にありませんか。
委員 (なし)
議長 なければ、挙手による採決を行います。本件に賛成の方は挙手をお願いします。
委員 (賛成多数)
議長 本件は原案のとおり決定されました。
日程第7 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明いたします。
事務局 日程第7 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について(読み上げて提案)
議長 これより審議に入ります。質疑ございませんか。
[] これは[]の中に建設するということですか。
事務局 計画では[]として、[]とな
っております。
[] その面積の中に[]も入るのですか。
事務局 計画ではそうなっています。
[] 親だけをしっかりと繋いでおく形ですか。
事務局 繋いでおいて日中は放牧となっております。
[] 1段下のところがありますが、これは同じ高さですか。
事務局 若干下がっていますが、盛土したいと聞いています。
[] 山を崩して平らにしたいと聞きました。別のところだと思っていましたが、この場所のことみたいです。
事務局 全体で[]となっております。この中にスロープ通路がついております。当初図面から変更もありますので、頭数についても予定より少なくなっているかもしれないです。フリーバーンになっておりますので、ずっと繋ぐわけでもないかもしれません。
議長 他にありませんか。
委員 (なし)
議長 なければ、挙手による採決を行います。本件に賛成の方は挙手をお願いします。
委員 (賛成多数)
議長 本件は原案のとおり決定されました。
本総会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

これにて、令和元年第4回占冠村農業委員会総会を終了いたします。
ご苦勞様でした。

上記は会議の顛末を記載して相違ない証として署名する。

令和 年 月 日

議 長

1 番

5 番